仕　　様　　書

１．委託業務題目

大学の研究力強化に向けた諸外国の研究大学における研究を支える制度に関する調査業務

２．委託業務の目的

文部科学省では、大学等の研究力強化を図るため、国際卓越研究大学制度や地域中核・特色ある研究大学の振興など、多様な研究大学群の形成に向けて、大学の研究力強化に向けた政策を総合的に推進している。

しかし、世界大学ランキングにおいて、上位には米国及び英国の大学が多数を占めるほか、スイス、中国、シンガポール、カナダ等の大学も日本の大学を上回る順位に位置している。

このような状況を踏まえ、本調査は、諸外国の研究大学における研究活動を支える制度・組織・人材・資金等の仕組みについて調査・分析を行うとともに、我が国の研究環境との比較・検討を通じて、研究力の向上に資する方策についての示唆を得ることを目的とする。

３．委託業務の内容

（１）委託業務の内容

本業務では以下A.B.C.の調査・分析を行う。

諸外国（アメリカ、イギリスを含む４か国程度）の研究大学（世界大学ランキングで50位以内を目安）について、１か国あたり２大学（３か年分）程度を対象とし、信頼性の高い情報源からデータを収集又はヒアリング調査の上、以下A.～C.の項目に整理して調査・分析を行い、取りまとめること。

A.諸外国の基盤的な経費を活用した研究活動状況の調査

（趣旨）

研究力強化に向けた議論においては、研究者が安定的に研究活動を実施するための基盤的経費の確保の重要性が指摘されている。諸外国の研究大学において、こうした基盤的経費がどのような財源構造の下で確保され、学内でどのように配分が決定され、活用されているのか等について、調査・分析を行うこと。

各大学における基盤的経費を活用した教育研究活動の実態について、以下の項目に整理して調査・分析を行い、取りまとめること。調査にあたっては、各国の高等教育制度及び財政制度等の違いを踏まえつつ、我が国の運営費交付金や学生納付金等に相当する基盤的経費を整理し、比較可能な形で分析を行うこと。

（調査項目）

① 基盤的経費の収入構造
- ➢ 基盤的経費の種類・内訳・制度概要
- ➢ 大学における基盤的経費の割合
- ➢ 人員構成（常勤/非常勤教員数・職員数等）　　等

② 基盤的経費を原資とする支出構造
- ➢ 内訳（教育経費・研究経費・人件費・一般管理費等）　　等

③ 研究経費の配分方法
- ➢ 学内配分方法

➢ 研究者個人に対する研究費配分の考え方、制度　　等

④ 研究者一人当たり基盤的研究費

➢ 基盤的経費を原資とする研究者一人当たりの配分額　　等

※算出が困難な場合には、比較可能な代替指標を設定。分野別、職位別等の差異が確認できる場合は整理

⑤ その他、調査の趣旨に沿った有効な調査項目（提案を踏まえ、協議のうえ決定）

B.諸外国の大学経営を行う人材に関する調査

（趣旨）

大学の研究力を強化するためには、大学全体の研究状況を把握し、強みを有する研究分野を特定した上で、研究資源（運営費、研究費、研究者・研究支援人材等）を戦略的かつ重点的に配分することが考えられる。しかしながら、我が国の大学では、大学経営は教員（研究者）が担うことが一般的であり、経営人材の計画的な育成・確保が検討課題となっている。

我が国の大学の研究力強化に向けた施策の検討に資するため、諸外国の研究大学において、大学の経営を担う人材の採用方法、育成システム、権限並びにその運用実態について調査し、これらの人材が大学の研究力向上にどのような効果を発揮しているか分析を行うこと。

（調査項目）

① 大学経営陣※の人員構成

※日本の国立大学法人における学長・理事にあたる役職の範囲

➢ 大学経営陣の範囲、人数

➢ 大学経営陣の職歴および割合（教員出身・研究者出身・事務職出身・民間企業出身・官公庁出身・国際的人材の割合）

➢ 大学経営陣の卒業大学およびその割合（大学出身者の割合）

➢ 構成に係る基本的な考え

➢ 大学経営陣の役割分担（権限と責任の範囲）　　等

② 教員以外の大学経営陣の採用・選考方法

➢ 公募の有無の有無、内容

➢ 学内選挙の有無の有無、内容

➢ 任用期間・雇用条件・処遇　　等

③ 大学経営を担う人材の育成方法

➢ 将来経営を担う人材を育成するためのプログラム（研修等）の有無、内容

➢ 経営経験の蓄積プロセス、ジョブローテーション

➢ 育成プログラム（研修等）導入後の成果、導入後に生じた課題　等

④ その他、調査の趣旨に沿った有効な調査項目（提案を踏まえ、協議のうえ決定）

C.諸外国の教育中心型教員（Teaching Professor/Teaching-Focused/Education-Focused Academic）制度の導入状況に関する調査

（趣旨）

我が国の研究大学においては、大学教員が教育・研究の双方を担うことが一般的であるが、教育関連業務の増加等により、研究活動に十分な時間を確保することが困難となり、研究力強化の制約要因の一つとなっている。他方、諸外国の研究大学では、教員の職務を教育中心型と研究中心型に区分し、教育を主たる職務とする教員を配置する制度が導入されている例がある。

我が国の大学の研究力強化に向けた施策の検討のため、諸外国の研究大学における

教員の役割分担、雇用・評価制度及びその運用実態について調査し、教育中心型教員の導入前後の比較などにより当該制度が教育・研究活動に及ぼす効果について分析を行うこと。

（調査項目）

① 教育中心型教員を任用するに至った経緯、背景
- ➢ 政府からの指示や政策誘導の有無
- ➢ 検討に要した時間　　等

② 導入している教育中心型教員の制度
- ➢ 教育中心型教員の教育と研究の比重
- ➢ 教育中心型教員の担当科目、担当分野
- ➢ 雇用形態毎の処遇の違い
- ➢ 大学教員における教育中心型教員の人数割合　　等

③ 導入後の成果、導入後に生じた課題

④ その他、調査の趣旨に沿った有効な調査項目（提案を踏まえ、協議のうえ決定）

（調査・分析に関する留意事項）

- 調査・分析の対象とする国・大学及び調査・分析を行う項目は、文部科学省との協議を踏まえ決定すること。
- 調査・分析の開始後、進捗状況の報告や報告書のとりまとめ等にあたっては、２週間に１度を目安に、文部科学省と対面又はオンラインにより協議を行うこと。
- 調査・分析の結果については、文部科学省が開催する審議会や有識者会議等において、有識者が議論する際の資料として活用することを想定している。

（２）本委託業務に関する留意事項

調査・分析、ヒアリングの対象となる国内外の有識者及び政府関係者への謝金、旅費等については、あらかじめ文部科学省の同意を得た上で、国際的な水準に照らして適正な金額を受託者の規程等に従い、受託者が支払うこととする。

また、受託者の規定等により謝金等を支払う場合には、文部科学省謝金単価を下回らないものとすること。受託者側に規定がない場合は、文部科学省における謝金の支払基準に従うものとする。

※業務実施に際し、想定される経費の例（一般管理費除く）

人件費	業務担当職員 社会保険料等事業主負担分 派遣職員
業務実施費	諸謝金（意見聴取謝金、指導・助言等謝金） 通信運搬費 印刷製本費 雑役務費（会議録音・議事録・速記録作成等、同時通訳・翻訳料等） 借損料（事務用機器・什器借料等） 消耗品（事務用消耗品、参考図書等） 消費税相当費

※文部科学省謝金単価（抜粋）

会議出席謝金（２時間以上）	14,600 円	
会議出席謝金（２時間未満）	7,300 円	（１時間あたり）
書類審査謝金	4,870 円	（１時間あたり）
講演謝金	11,800 円	（１時間あたり）
対談・座談会出席謝金（２時間以上）	17,100 円	
対談・座談会出席謝金（２時間未満）	8,550 円	（１時間あたり）

本委託業務を効率的・効果的に推進するために、必要な体制を整えること。特に、業務遂行に十分な管理能力があり、調査・分析業務について専門的知見と豊かな経験を有する者を１名以上配置し、A.B.C.のそれぞれの調査等において、本業務に必要な専門知識、経験を十分持った者が関与すること。（これまでに、諸外国の科学技術及び研究大学に関する調査の調査実績を 2 件以上有していること）

なお、事業開始後に、有識者又は文部科学省からの要望等により追加で必要な業務があると判断される場合には、文部科学省と協議の上、可能な限り対応すること。

また、本委託業務に関する情報は、今後の大学研究力強化部会の審議内容や国際卓越研究大学の審査等に関する点を含むため、その内容が公になることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがあるとして、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）における不開示（非開示）情報とすることがある。

（３）報告書の作成

A.B.C.の調査・分析等の結果について、以下①～③に基づき報告書としてとりまとめること。とりまとめにあたっては、文部科学省と十分な協議を行うこと。

① 調査研究報告書を作成すること。（Word もしくは PowerPoint 形式で 30 枚以上）
② 文部科学省の審議会における報告を念頭に、概要版資料を作成すること。（PowerPoint 形式で 10 枚～15 枚の範囲内）
③ ヒアリングを実施した場合は、報告書とは別に、ヒアリング概要を含む経過報告書を作成して提出すること。

なお、報告書の作成にあたっては以下の a.～c.について留意すること。

a. 報告書に掲載する図面、写真、文章を他の文献から引用する場合には、出典を明記した上で、適切な著作権処理を行い、正当な引用であることを文部科学省に報告する。また、調査内容は報告書の公表を前提として、発言者等に確認を行い、承諾を得た上で掲載すること。
b. 用語、用字を統一して平仄を図り、誤字・脱字に留意する。
c. 報告書作成については文部科学省と受託者との協議により、受託者が進めることとし、報告書提出後、報告書の内容に不備が認められた場合には、文部科学省の修正依頼に対し、誠実な対応を行うとともに指定した日までに納品すること。

また、今後の事業の円滑な実施、専門的見地等から検討を行うため、契約期間中に文部科学省で開催する審議会や有識者会議等において、上記報告書に関する報告を求める場合があるため、文部科学省の求めに応じて対応を行うこと。

（４）納品物

本業務に関して実施した事項を含む報告書を上記（３）により作成し、契約期間内に文部科学省に提出すること。電子データ化した納品物については、Microsoft Office で編集可能な形式のものと、PDF 形式のものの両方を作成する。

納品成果物：

① 報告書

納品部数：

② 報告書：冊子１０部、電子媒体（CD-ROM）１部

納品先：

〒100－8959　東京都千代田区霞が関三丁目２番２号
中央合同庁舎第７号館　東館１７階
文部科学省研究振興局大学研究基盤整備課

（５）進捗管理及びスケジュール目安

事業の実施スケジュールは以下を目安とし、受託者は適切に進捗管理を行うものとする。進捗状況については適宜文部科学省にも報告、協議するものとする。

契約締結日～　A.B.C.での調査・分析等（デスクトップ調査・ヒアリング等）
令和９年１月上旬　　分析対象国の決定
令和９年３月上旬　　A.B.C.の報告書の作成・とりまとめ
令和９年３月下旬　　報告書納品

４．委託業務実施期間

契約締結日から令和９年３月３１日（水）

５．事業規模

事業規模は２，１９８万円（税込）を上限とする。（ただし、予定価格ではない。）

６．応札者に求める要求要件

（１）要求要件の概要

① 本委託業務に係る応札者に求める要求要件は、「（２）要求要件の詳細」に示すとおりである。
② 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
③ 「＊」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、技術審査委員会において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別添の総合評価基準に基づくものとする。

（２）要求要件の詳細

別添の総合評価基準別紙における「評価項目（要求要件）」のとおり。

７．再委託の制限

業務のすべてを一括して第三者に委託することは禁止する。また、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行部分は再委託してはならない。

業務の一部を第三者に再委託する場合には、その最終的な責任を受託者が負うこととし、あらかじめ文部科学省に報告の上、文部科学省の了承を得た上で、適切な範囲内で実施することとする。

８．検査

受注者による業務完了（廃止）報告の内容が、契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかは、発注者が確認することをもって検査とする。

９．守秘義務

受託者は、本委託業務の実施で知り得た非公開の情報を如何なる者にも漏洩してはならない。

受託者は、本委託業務に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意をもって管理し、本委託業務以外に使用してはならない。

（１）機密情報

① 本契約において、機密情報とは、本契約締結日以降、本業務の実施にあたって業務実施のために文部科学省が請負者に開示する一切の情報を指すものとし、かつ、公には入手できないものとする。受託者は機密情報についていかなる権利も有しない。

② 前項に関わらず、受託者から情報が以下に該当する旨を証明する通知がなされ、文部科学省が通知の内容を適正と判断した場合には、受託者は当該機密情報について機密保持義務を負わないものとする。

・ 開示を受けた時点で既に公知の情報
・ 開示後、受託者の責めによらず公知となった情報
・ 受託者が、正当な権限を有する第三者から守秘義務を負うことなしに入手した情報
・ 開示された情報とは無関係に、受託者が開発、創作した情報
・ 法令により開示することが義務づけられた情報

（２）機密保持

① 受託者は、本調達業務の着手に際し、機密情報管理者を選任し、文部科学省に書面にて通知すること。また、人事異動等により変更が生じた際には、速やかに変更事項を書面にて通知すること。

② 受託者は、本調達業務の着手に際し、機密情報にアクセスする作業者の名簿及び機密保持に関する誓約書を作成し文部科学省に提出すること。また、人事異動等により変更が生じた際には、速やかに変更事項を書面にて通知すること。

③ 受託者は、文部科学省の書面による事前の承認を得ることなく、作業者名簿に記載されていない第三者に機密情報を開示、漏えい及び公表してはならない。

④ 受託者は、機密情報の漏えい及び流出を防ぐために合理的な安全上の予防処置をとらなければならない。

⑤ 受託者は、機密情報を本システムの構築・保守のみのために使用するものとし、機密情報の目的外利用は禁止する。

⑥ 機密情報の引渡し及び受領の際には、日時、種類、受取人等の記録をつけるこ

と。
⑦ 機密情報の複写は原則禁止とする。ただし、事前に書面にて文部科学省の許可を得た場合についてはこの限りではない。
⑧ 機密情報の保管については、施錠管理等の適切な対策を施すこと。
⑨ 機密情報を電子メールで送受信する際には、事前にパスワードを取り決めた上で行うこと。
⑩ 受託者は、事前に文部科学省から承諾を得た場所で機密情報を取り扱わなければならない

（３）機密情報の返却

受託者は、文部科学省の要求があったときは、速やかに機密情報の現物、複写、要約及び各業務により直接発生した二次的資料を文部科学省に返却又は廃棄し、これらの一切の資料を保管しないものとする。また、その際には、これらの一切の資料を保管しない旨の証明書を提出すること。

９．届出義務

受託者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など、第三者から資格や認定の取消しを受けるなどの後発事象により、提案書の内容に変更が生じることが判明した場合には、速やかに委託者へ届け出ること。

１０．賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

委託者は、受託者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受託者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

・別添の総合評価基準別紙における【5-1-1】の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額」（以下「合計額」という。）を「４期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較する。

・別添の総合評価基準別紙における【5-1-2】の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「１給与所得の源泉徴収票合計表（375）」の「Ａ俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

※　中小企業等にあっては、上記の比較をすべき金額は、【5-1-1】の場合は「合計額」と、【5-1-2】の場合は「支払金額」とする。

加点を受けた受託者は、賃上げ実績の確認のため必要な書類を賃上げ実施期間終了月の月末から３ヶ月以内に委託者に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

なお、事業年度開始月と賃上げ実施月が異なる場合については、①契約締結日の属する国の会計年度内（暦年中の賃上げを表明している場合にあっては、当該暦年内）に賃上げが行われていること、②例年の賃上げ実施月に賃上げを実施していること（意図的に賃上げ実施月を遅らせていないこと）のいずれの要件も満たす場合にのみ、賃上げ実施月から１年間の賃上げ実績を評価することができるものとする。この場合の賃上げ実績の確認時期は、当該評価期間の終了時を基準とし、確認書類等は上記の税理士等が認めた確認書類等によることとする。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受託者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合（天災地変等やむを得ない事情による場合を除く）又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

また、受託者は、経年的に賃上げ表明を行う場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることとなるため、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにしなければならないことに留意すること。

上記の他、詳細は表明書裏面の（留意事項）を確認すること。

１１．子会社、関連企業に対する利益控除等透明性の確保

再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

１２．取引停止期間中の者への支出の禁止

再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

１３．その他

この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、文部科学省と適宜協議を行うものとする。

本委託業務の実施にあたっては、会計に関する法令に定めるほか、科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領により適切に実施しなければならない。